

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、とある製造業の人事担当者でした。「会社のホームページに社員の求人情報を載せようと思っているのですが、



(一社)名 北労働基準協会  
労務管理事長  
社会保険労務士 藤原朋子

## 求人情報掲載のルール

ホームページに加え、インターネット上で求人情報提供サービスを行う事業者（募集情報等提供事業者といいます）も増えています。様々な経路で公表されている求人情報の信頼性を保つことが必要となつてきました。こうしたことから、令和4年10月に、職業安定法が一部改正となりました。

まず、求人報の表示は禁止となります。例えば、契約社員の募集にもかかわらずあたかも正社員募集のように表示、固定残業代が含まれていることを明記せずに賃金額を記載、実際の業務とは異なる業務内容を記載（営業職が主である

にもかかわらず事務職として募集など）、子会社での採用を親会社での採用のように表示、などが考えられます。誤解を招くような表現も虚偽の表示と捉えられる可能性がありますので、求人情報はできる限り詳しく、正確に掲載しなければなり

ます。なお、応募者に対する労働条件の明示については従前と変わらず義務です。自社ホームページなどからの応募者に対しても、面接等で最初に接触する時点までに定められた事項（業務内容、契約期間、就業場所、就業時間、賃金等）を明示しなければなりません。

その他の、求人応募者から個人情報を収集する場合、業務的目的に必要な範囲内での収集、使用、保管、守秘義務に加え、収集の際に利用目的を明らかにすることも義務化されています。具体的な措置としては、募集内容に変更がある場合は早急に変更内容を掲載する、募集終了時にはすぐに掲載を止める、などの義務化されています。